資料５

企業調査支援事業における企業選定の見直しに伴う調査票C配布対象の見直しについて

令和７年７月23日
総務省統計局
経済産業省大臣官房調査統計グループ

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

経済構造実態調査の調査票C配布対象について

■経済構造実態調査では、都道府県別結果を提供する中で、結果精度に大きな影響力を持つ企業を対象に、傘下事業所の売上高等の基本的事項の調査（調査票C）を実施

■調査票Cの対象となる企業については、統計センターの「企業調査支援事業」の枠組みを活用することで調査の円滑な実施を確保。企業調査支援事業の対象企業は以下のとおり。

❶金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業
❷売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金２億円以上）の企業
❸相互会社

【経済構造実態調査調査計画（抜粋）】

５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
（１）報告を求める事項
【産業横断調査】
⑭　企業傘下の事業所の名称及び所在地
⑮　企業傘下の事業所の主な事業活動
⑯　企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数
⑰　企業傘下の事業所の売上（収入）金額
⑱　企業傘下の事業所の年間商品販売額
⑲　企業傘下の新設事業所の開設時期

} 調査票C

⑭、⑮、⑯、⑰、⑱及び⑲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業に限っては資本金２億円以上）の企業及び相互会社のみから、製造業事業所調査の対象となる事業所を除き、報告を求めることとする。

（参考）企業調査支援事業の創設経緯

プロファイリング活動とは

（統計ビジネスレジスター国際ガイドライン）

- 「企業ごとに専任の担当者が割り当てられ、企業との関係を密に構築しながら事業所母集団データベースの整備に関する情報を収集すること」されており、諸外国においても、事業所母集団データベースを運用している国の職員による活動が行われている

統計改革推進会議最終取りまとめ

（平成29年５月19日統計改革推進会議決定）

- 事業所母集団ＤＢの精度向上の観点から、統計センターにおけるプロファイリングを実施
- 報告負担の大きい大企業等に対するプロファイリング活動を通じた支援を強化

公的統計の整備に関する基本的な計画

（平成30年３月６日閣議決定）

- 事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備促進を図るため、平成31年度から統計センターにおけるプロファイリング活動を実施すること

統計センターにおける「企業調査支援事業」

- 統計調査において悉皆対象になりやすく、報告負担が相対的に大きい約5,000の大企業（会社企業全体約300万法人の全売上高の50%相当をカバー）に、企業ごとの専任担当者（サポートスタッフ）として統計センターの職員を配置
- 企業の合併・分割等の経常的な把握、企業の回答者と双方向のやりとりを可能とする専用の情報システム（政府統計オンラインサポートシステム）を通じた統計調査の回答支援等を実施
- 高い専門知識を有する職員による調査実施から製表までの一貫した業務を実施

企業調査支援対象となる企業

- 経済統計への影響度が高い企業
  - ✓ **金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業**
  - ✓ **売上高が1000億円以上（かつ会社企業の場合は資本金が２億円以上）の企業**
  - ✓ **相互会社**

企業調査支援事業における調査の実施状況

■企業調査支援事業対象企業とサポートスタッフとの間の信頼関係の構築により、令和５年調査以降では、回収率100%を達成

■一方で、経済構造実態調査における企業調査支援事業対象企業は、経済センサス-活動調査と比べ、1000企業以上減少

	対象企業数	調査票回収率	オンライン回答率
経済センサス-活動調査 令和３年	全産業　5030企業	99.0%	76.5%
経済構造実態調査（調査票C配布対象企業） 令和４年	全産業　3968企業	99.4%	82.2%
令和５年	全産業　4102企業	100.0%	84.8%
令和６年	全産業　4133企業	100.0%	87.9%

現行の企業調査支援対象及び経済構造実態調査の調査票Ｃ配布対象との関係及び課題について

■企業調査支援事業対象企業と経済構造実態調査の調査票C配布対象との間で以下の課題が存在

課題①：有価証券報告書等提出企業の中には、経済構造実態調査対象外企業が存在
→企業調査支援事業のリソースを有効に活用できていない

課題②：売上高の減少により、企業調査支援事業対象から除外される企業が発生
→継続的な関係構築に支障が生じる恐れ

課題③：資本金額２億円以上の制約により、経済統計への影響度が高い企業が企業調査支援事業の対象外となる企業が存在

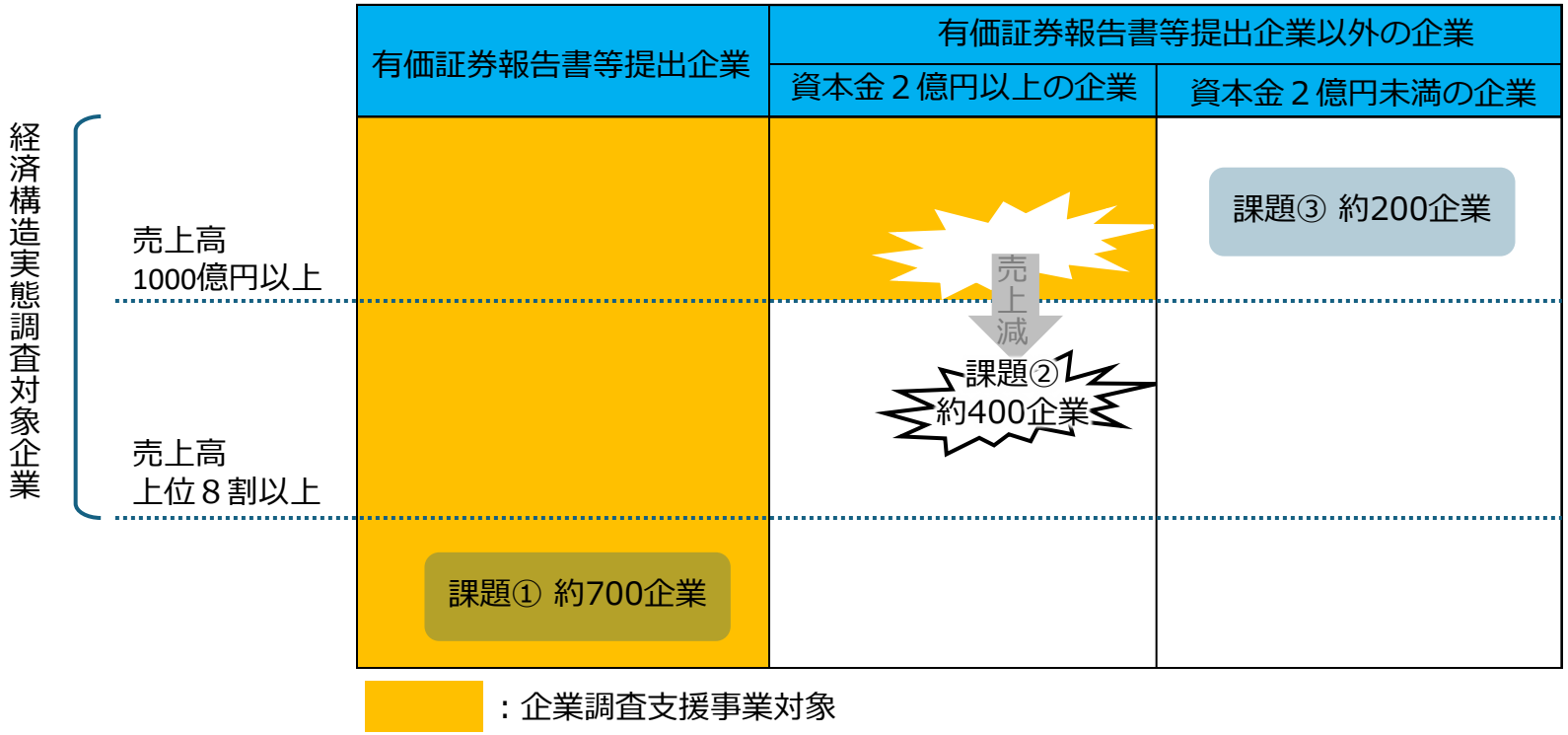

※１　産業によっては、売上高1000億円以上でも売上高上位８割層を下回る場合もある
※２　企業数は令和４年時点での数値

企業調査支援対象及び経済構造実態調査の調査票Ｃ配布対象の見直しについて

企業調査支援事業選定における上記課題への対応について

■企業調査支援事業が経済統計への影響度が高い企業を選定するものであること、また、長期的な関係を構築するものとの考えを踏まえ、上述の課題について以下の通り整理

対応①：企業調査支援事業対象を経済構造実態調査対象企業（約27万企業）から選定
→これにより、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査を通じて毎年約5000企業を企業調査支援事業として実施することが可能

対応②：売上高の増減に関わらず可能な限り対象を維持
→長期的な関係を維持することにより円滑な調査の実施を確保

対応③：資本金要件の撤廃
→経済統計への影響度が高い資本金2億円未満の企業を企業調査支援事業に追加することにより、回収率の向上、結果精度の向上に期待

企業調査支援対象及び経済構造実態調査の調査票Ｃ配布対象の見直しについて

【企業調査支援事業及び経済構造実態調査の調査票C配布対象企業選定の考え方】

・直近の経済センサス-活動調査結果を元に、経済構造実態調査対象企業から選定条件に該当する企業のうち約5000企業を選定したうえで、原則、５年間は対象を固定
　※令和８年経済センサス-活動調査結果が現時点不明であるため、条件に該当する企業から約5000企業選定するものと整理

・企業調査支援事業対象企業選定要件から、資本金額２億円以上の要件を撤廃

・売上高要件を約500億円に引き下げ
　※1000億円条件により経済動向により5000企業確保できない場合への対応

・一方、新設企業等で極めて経済統計への影響度が高いと考えられる企業については、各年において随時追加を可能とする。
　※分社化等により極めて売上高の大きな企業が新設企業として設立された場合への対応

【企業調査支援事業及び経済構造実態調査の調査票C配布対象企業選定条件（案）】

企業調査支援事業及び経済構造実態調査の調査票C配布対象については、直近の経済センサス-活動調査結果から、経済構造実態調査対象企業であって、以下の条件に該当する約5000企業を選定する。

また、新設企業等で特に結果への影響が大きい企業については、各年において随時追加する。

❶金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業
❷売上高が500億円以上の企業
❸相互会社